



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ランカシャー綿業の産業構造
Author(s)	琴野, 孝
Citation	北海道大學 經濟學研究, 3, 119-141
Issue Date	1952
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30991
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_P119-141.pdf



ランカシャー綿業の産業構造

琴

野

孝

一、は し が き

二、ランカシャー綿業の起點（以上本號）

三、ランカシャー綿業の確立（一部本號）

四、ランカシャー綿業の展開（以下次號）

五、産業革命への展望

六、結 語

一、は し が き

イギリス資本主義發達史上、十六世紀より産業革命に至る二世紀餘の時期には、既に後の發展にとつて素地となるべき近代的生産力や近代的生産様式が何らかの形で打出され、且展開を遂げていたのであつて、通常「初期資本主

義」として把握され、或いは「マニユファクチュア段階」として規定される所以である。ところで周知の如く、この段階におけるイギリス國民經濟の構造的發展に基軸産業となつて資本主義への途を推進してきたのは「國民的産業」として古い歴史と傳統を有し、而も當時の國際商業戰裡においても重要な輸出商品たる地位を占めていた毛織物工業であり、これに比して後年産業革命の口火をきり、見る人の眼に「美と叡智と恩恵」の具現とさえ映じた機械制工場經營を率先して成立せしめる木綿工業も、初期資本主義の時代を通じては寧ろ毛織物工業の一部門として、基本的にはそれとほぼ同様の産業構造をとりつゝ、主としてランカシャーの一隅で、重要ではあるが蝸牛的な發展を遂げつゝあつたに過ぎない。本稿はランカシャー綿業がどのような生産組織と市場構造のもとに産業革命への契機を醸成し飛躍的發展の時期を迎えるに至つたかを考察しようとするのであるが、それには幾つかの興味ある問題が伏在している。就中われわれの焦點を初期資本主義展開過程に占める産業資本及び商業資本の各々の立場乃至機能の問題、或いはマニユファクチュアと問屋制の關連の追求という資本主義發達史上の根本的課題にあわせて考察してゆけば、産業革命展開の主要分野となつた木綿工業はこの時代を通じても頗る重要な示唆を提供している。すなわち、屢々引合に出されるヨークシャー・ウェスト・ライディングの毛織物工業地帯と同様に、すぐれて農村工業的性格を帯びていたランカシャーの産業構造も十六・七世紀の初期の段階には「主として小獨立生産者によつて構成される社會」であり、small master の農民的織布經營が生産構造の原基的要素であつた。にも拘らず、十七世紀初頭木綿工業がランカシャーに確立するその最初から、この工業においては種々なる形で商業資本による直接生産者支配が廣汎に認められるのであり、恰も小生産者の獨立經營を覆うが如く原料並びに製品の取引に信用關係が介在していたのである。尤もその支配内容は直接生産者を一定規模の經營に緊縛して彼らの收奪を招くような苛酷なものではなく、寧ろ商業資本の媒介を前提として中世的規制から自由な農村工業の展開が順調に達成せられたと考えられるが、而もその支配は綿

業の發展につれ、且取引の量的増大につれて益々強化され、十七世紀末以降の加速度的な發展は産業革命に近づけば近づく程間屋制支配の擴大・強化を齎している。然し問題はこれのみに止らない。更にこの間屋制度を媒介として資本制關係の創出が行われるのであつて、間屋制支配網の擴延につれて小生産者の兩極分解が進行し、一方では貧窮化した紡績工や織布工が生産要具の所有權をさえ喪失してデ・ファクトの賃銀労働者の隊伍に轉落してゆくと共に、他方には彼らの裡から身を起てて putter-out へ、或いは更に manufacturer へと身分的上昇を遂げる者が現われた。

勿論この過程において上昇系列を辿る小生産者の職場經營が擴大され、小マニユファクチュアの形態をとつていたことも見逃されない。然し概して言へば、かのハリファックス近傍の毛織物工業に比して「農村織元」型の獨立小産業資本の形成は遙かに微弱であり、その上彼らの經營自體も資本の支配に對して完全なる獨立性を保つていたとも思えない。ともかく産業革命の直前に至れば、マンチェスター商人を頂點とし、近郊各地に本據をもつた putter-out 或いは country manufacturer を經由する木綿工業の前貸機構が益々割然と重層化されてゆくのが認められる。かくして前貸機構の重壓の下に小生産者の分解は進捗し、反面その機構の頂點に立つ merchant manufacturer の掌中には著しい貨幣資本の蓄積が實現されるのであるが、この商業資本家の資本投入を俟つて産業革命期工業企業の多數が發足し、木綿工業の飛躍的發展が可能となつたのであつた。されば本稿はランカシャー綿業の經濟構造を検討することを通じて、近代資本主義發達史上における商業資本の役割について何らかの示唆を得たいと思うのである。

註 (一) Andrew Ure, *The Cotton Manufacture of Great Britain*, vol. I, 1836, p. xciv.

(二) A. P. Wadsworth & J. de Lacy Mann, *The Cotton Trade and Industrial Lancashire*, 1931, p. 7.

(三) ランカシャー綿業に關する邦文參考文獻として、差當り本稿の主題に關連のあるものは次の如くである。

大塚久雄「問屋制度の近代的形態」(近代資本主義の系譜、上、昭和二十六年、所收)。

中川敬一郎「イギリス産業資本の展開」(高橋幸八郎編著、近代資本主義の成立、昭和二十五年、所収)。

同 「イギリス綿業における工場制度の成立」(經濟學論集、第二十卷、四一五號)。

小原敬士「ランカシャー木綿工業の發展とその歴史地理的條件」(社會經濟史學、第十六卷四號、第十七卷一號、第十八卷三號)。

杉森二郎「イギリス綿工業に於ける手織工の没落過程」(社會經濟史學、第五卷三號)。

二、ランカシャー綿業の起點

イギリスにおける木綿工業の歴史は比較的新しいことに屬するのであつて、一五五四年以降、殊に一五六一年より相當多數イースト・アンリアに移住したワールン人及びオランダ人新教徒の避難民がファステイアン織布技術を傳えたことを以つて始まる。⁽¹⁾この織物は經糸に麻、緯糸に綿を使用する交織であり、これ以後アークライトの水力紡績機發明に至るまで經糸にも綿糸を用いる純綿布が全く製造し得なかつたとは斷言されないが、然しイギリスの木綿工業は fustian, cotton linen など交織の織物として發達したのであつた。

このような織物はヨーロッパ大陸では既に十二世紀からイタリア、スペインなど地中海沿岸の各地に製造されたのであつて、ヨーロッパ各地域に廣く交易されていたが、十四世紀には barchent 織の名のもとにアウグスブルグ、ウルムを中心とする南獨に繁榮し、かのフツガー家巨萬の富もこれの間屋制支配と輸出業務を以て築きあげられたのであつた。⁽²⁾十六世紀には更に北上してフランドース、オランダに擴つたが、他方スイス、フランス等へも發展し、アントワープがその國際的取引の中心市場をなしていた。勿論この織物自體はイギリスでも古くから使用されるところと

なり、且比較的安價でもあつたので相當量の輸入がなされて可成り廣い用途に用いられていた。尤も、棉花も十四・五世紀を通じてロンドン、イブスウィツチ、サンウィツチ、サウザンブタン、リン等の諸港に引續き輸入され、且フアステイアン織の模造もなされたのであるが、然し未だ織布業の一部門としては確立しなかつた。³⁾

ともかく、イングランド東部のノーリツヂを中心とする地方に移植されたフアステイアン織布業はこゝでは遂に永久の根を下さず、亡命者やその技術の特權都市への移入は餘り歡迎されなかつたし、假令ヨークやダブリンの如き都市で積極的にこの工業を導入しようとする計畫があつても成功をみなかつた。それに反して、ランカシャーでは一六〇一年にボルトンでフアステイアン製造が記録に見え、更に一六二一年ロンドンのフアステイアン商人が議會に請願したところによると、「約二十年以前にこの王國の種々の人々、しかし主としてランカスターの州の人々は、別のフアステイアンをつくる營みを見出した」と述べ、それが東方の棉花とスコットランドやイングランドの麻糸の交織であつて、イングランドで年産四万反、これに携わる貧民は數千人に及ぶと指摘している。⁴⁾ かくように木綿工業がほかならぬランカシャーに確立されたのは、濕度や水質の如き自然的條件、マンチエスター市當局が外國人織元の移住を獎勵し營業を保護したという事情も考えられるが、⁵⁾ 基本的にはこの地方が他の如何なる纖維工業中心地に比して遙かに中世的規制の制約を受けることが少なかつたのであり、新興工業が自由に展開し得るような社會經濟的基盤に恵まれていたからであつた。尤も、ランカシャーには既に十五世紀以來農村地帶廣汎に家内工業が展開し、cotton, frieze などの粗製毛織物及び麻織物生産が勃興して、殊に十六世紀にはこれらの毛織物が頻りに大陸へ輸出されるまでもなつたに拘らず、十六世紀末より十七世紀初めにかけてイスパニアとの戦争は大陸の主要市場を失ひ、多大の船舶を喪失する結果となつたので、輸出産業に大打撃を與えて深刻な繼續的不況を齎した。そのため販路を國內市場に求めざるを得ず、恰も大衆の嗜好は梳毛糸を使用する bay, grey 等のウーステッドやフアステイアンの如き薄手で安價な

新來の織物に移行しつゝあつたから、古い織物の需要減退に遭遇したランカシャー織維工業は新しく大陸から傳來したこの技術の採入に向つたのであつた。⁽⁶⁾従つてランカシャーの木綿工業は言はゞ毛織物や麻織物工業の分身であり、アンウインがいみじくも“a new graft on the old stock”⁽⁷⁾と指摘している如く、從來の兩工業によつて開拓された生産組織や市場構造をそのまゝ繼承して發足したのであつて、爾後毛・麻兩工業と併存して互に絡みあいながら、fustian, cotton-linen, check, smallware 等の交織として發展した。事情がこのようであるから、われわれの考察も暫らく時代を遡つてアンウインの「古い幹」を検討する必要がある。

そもそも、ランカシャーに織維工業がみられるようになったのは中世都市の工業經營獨占が破れ、農村で新規に工業が創出され、或いは「低廉と自由」を求めて都市工業が農村に流出する（所謂 Rustikalisierung der Industrie）という初期資本主義時代を通じて多かれ少なかれ西歐諸國に共通的な動向のもとにおいてであつて、これがイギリスでは十四・五世紀に強力に展開したところであるが、特權都市の數が少く、そこで營まれる織維工業も微弱であつたランカシャーにては當初よりすぐれて農村工業的相貌を呈し、廣汎な農村に擴散する小土地保有農民の副業から出發したのであつた。勿論、こゝでも都市工業との對立が皆無であつた譯ではないが、然しその抗争は最初から壓倒的に農村の側に有利な進展を遂げたのであつて、これは新しい中心市場がマンチェスター、ボウルトン、ロッチデールなどの非特權都市に確立されて行つたに反して、リヴァプール、ウィガン、ランカスター、プレストンの如き特權都市の商人が全く農村の生産者を彼等の支配下に掌握してゐないことにも現われているし、⁽⁸⁾都市織元の利害に基いて農村工業の發展を阻止せんとする一五五五年の織布工條例や都市職人を農民子弟の競争から保護せんとする一五六三年の徒弟法の財産資格規定から適用を免れたことにも窺知されよう。然し乍ら、古くから毛織物工業の確立していたイースト・アングリアや南西部の諸州と異つて、經濟的には未開拓な地域であつたこの地方では農村工業の展開も確かに立

遅れていた。すなわち、當時の東部諸州では大陸から頻りに新技術を移入しているのみでなく、農村地帯へも擴散した毛織物生産に關しては既に極めて組織的な問屋制度が認められ、問屋制前貸人が刷毛又は梳毛、紡毛、織布、仕上の諸工程から市場への販賣までの全過程を支配していたし、ヨークシャーにても農村に夥しい數の獨立自營小織元とそれに絡みあう諸商人層や週市の存在が看取されのであるが、ランカシャー工業が漸く軌道に乗つたと思われる十六世紀においてさえ製品が下級の粗布であつたことや織物條例による規制と課税の對象となるのが遅れていたことにも示される如く寧ろ後進工業地帯であつて、小規模農業を兼ねる小商品生産者の紡織經營が産業構造の基本的要素をなしていた。

ところで、ともかく十六世紀にはランカシャー東部、すなわちヨークシャーのウエスト・ライディングに隣接する丘陵地帯にマンチエスター、ボウルトン、ブラックバーンを中心として“cotton”を初めてする粗製毛織物が、西部の平原にはこれも粗製で廉價な麻織物が產出し、いづれもその原料は州内の生産を以て自給し得なくなつていたので、羊毛はアイルランドやミッドランドの粗毛が、麻はアイルランド糸が相當大量に移入された。これらの原料が紡績又は織布のため如何なる經路を経て農村の零細な生産者に齎されるかは劃一的ではないが、それらが遠隔地よりの供給に俟つ場合は充分な資力をもつて有利な買付に自ら乗り出さない限り、次第に原料商人乃至仲介商人への依存度を高めるのであり、こゝに信用關係が介在してくる一因を孕むのである。事實一五四二年⁽¹⁶⁾の法律には各地の商人が羊毛、麻糸、その他の原料をマンチエスターに携え來り、これを即金にて支拂えない貧しき住民に一定期間の前貸を與えたのが示されているが、殊に麻糸の場合は漂白に長期の日時を要したから前貸關係介入の必然性も大きく、その期間も長期に及んだ。更に、假令原料の前貸を受けないにしても、小生産者の仲介商人^{ミッドウルズ}に對する依存は極めて緊密であつた。例えば、一五五二年に羊毛商人の羊毛價格つりあげを抑壓するため「羊毛賣買期間制限條例」⁽¹⁷⁾が發布されて、カレーのステ

イブル・マーチャント並びに直接毛織物の製造を業とする者以外への販賣を禁止されたのであるが、これは仲介商人ミッドウルジの活動をおよそ絶滅せんとするものであつたから、原料を一括購入するだけの餘裕がなくて當座の必要を少量づゝ仲介商人より供給される小生産者にとつては正に重大な問題であつた。殊に零細生産者の蝟集するハリファックス地方(14)にてはかゝる禁止規定の遵守が極めて困難であつたので早くも一五五五年のハリファックス條例により同地方はこれの適用から除外されているが、ランカシャーに關しても事情は同様とみられるのであつて、この條例の適用を求めて一五七七年に提出された織元の請願によれば、彼等は自己の作業を維持するに足るだけの充分な羊毛を買入れる資力もなく、また羊毛産地が少くとも八〇哩乃至一〇〇哩も離れているために買付に行くことも出来ないような貧しき小屋住みであり、従つて少量づゝの羊毛の供給されることが必要であると述べ、この法律の施行により仲介商人との接觸が斷たれゝば毛織物製造業は少數の富裕なる織元の掌握するところとなり、その結果貧民は製品と引替えに代金を支拂われず、富裕なる織元は有利に販賣し得るときまで織物を手許に留めおくようなことにならうと憂慮している(15)。勿論この請願の意味するところは、當時のランカシャーに支配的であつたと思われる獨立小生産者が、彼等の獨立經營を支援する如き關係にあつた仲介商人の羊毛取引を引續き許可されたき旨議會に訴えているのである。それにしても、直接自由に關與し得る原料市場から締出されて商人に依存せざるを得なくなつた小生産者にとつては、ともすれば原料の前貸關係下に包攝されてゆく契機が絶えず存在するのであり、彼等の仲介商人に對する關係が果してどの程度まで獨立性を保ち得たかは疑問の餘地なしとしない。否寧ろかくの如き場合、原料買入れ、市場狀況、製品販賣と代金回収の期間などに關する些細な變化が要因となつて商人への隸屬化を招くのであり、逆に商人による信用授與が容易且簡便に行われてこそ小農の工業經營を可能にし(17)、農村家内工業の展開を實現して十六世紀のランカシャーにみられる如き纖維工業の廣汎な擴延を齎したとも考えられる。而も請願者が少數富裕なる織元に言及していることは、

その出自が商人から轉化したものであらうと、小織元乃至ヨーマンより分出したものであらうと、既に現實に農村の資本家としての間屋制織元が出現しつゝあり、小生産者がその支配下に包攝されてゆかんとする傾向が見逃し得ないことを彼等の危惧の裡に示しているものと言えよう。尤も、この請願に指摘されているような事情がどの程度までランカシャー全般に支配していたかは速断し得ない。と言うのは東部の丘陵には羊毛が、西部の平原には麻がそれぞれ産出していたのであるから原料は遠隔地の供給にのみ限らず、更に凡そ原料は週市を通じても販賣されたであらうし、而も原料の供給源泉への遠近が小生産者の獨立性を左右する決定的要因でない。事實小生産者が織物を未仕上のまま週市に賣却するのは依然通常にみられる方法で、度量衡と販賣條件に關する市場規則以外には何らの制約もなかつたという自由な公開市場がマンチェスター、ボウルトン、ロッチデール、ブラックバーン、ベリー等の各地に數多成立していたことは、こゝで原料及び織物の取引を行うことによつて「生産と販賣の毎週の繰返し」⁽⁹⁾を續ける小織元にとつて獨立經營維持の強力な支柱をなしていたと考えられるからである。誠に週市の存在は小生産者の獨立性を根強く確保する基盤となり、僅かの資本を擁して織物取引に携わる小商人の據點となり、同時に十七世紀に現われたチエザム家の如き巨大間屋制織元ですら前貸經營とは別個に週市での賣買に従事している程で、ランカシャーの産業構造を規定する基本的性格の一つであつた。

然らば、週市という公開市場の自由な賣買を基盤として存立していた小織元の獨立經營とは具體的に如何なるものであつたか。この點においてランカシャーはウエスト・ライディングの毛織物工業とほぼ同一の産業構造のもとにあつたと思われるので、先づ既に挙げたハリファックス條例の前文にみられる有名な描寫を引用することにより理解を深めよう。それには、「彼等の多くは、穀物を收穫することなく、羊毛を運ぶに馬なく、又多くの羊毛を一時に買入れる力もなく、僅かにハリファックス或いは近傍の他の町に赴いて、そこで羊毛商から各自資力に應じて一ストウ

ンなり、二ストウンなり、或いは三、四ストウンを買い込み、これを頭や背中に載せて三哩、四哩、五哩乃至六哩も離れた自分の家々に運び、それを織糸か毛織物につくりかえて、それを販賣し、そしてまた羊毛商から更に羊毛を買入れる」とあつて、その經營内容を生々と物語つてゐる。この引用からも彼等が農村に散在して住居を構える小生産者であり、且、幾莫かの耕地を保有する農民であつたことが窺われよう。蓋し、トマス・モアの「羊が人を喰う」と慨歎した牧羊エンクロージュアーがイングランドを席卷していた當時にあつて、逆にこれら地方では古くから行われていた保有地の再分割や荒蕪地の植民を通じての小保有地創出が急速に進行し、こゝに定着した農民が補助的收入を求めて工業經營を兼ねて行つたのであるが、更にこれと併行して開放耕地の圍い込み、慣習小作に代る定期借地の増大、修道院領沒收に伴う土地投機の開始がみられ、その結果土地市場の成立を促したことは工業の發展と平行して小生産者を吸収する小綜割地が土地賣買によつても益々創設されゆくのを可能にした。⁽¹⁹⁾従つてランカシャーにおける土地保有規模は一般に狭少で、假令十五エーカー以下ではないとしても大多數は三十エーカーを超えものではなかつたと言われ、彼等はこゝに主として燕麥を栽培し、且牝牛、馬、羊などの家畜を飼育した。⁽²⁰⁾たゞ先に挙げたハリファックス近傍の場合は穀物を栽培せず、農業が彼等の主たる生業でなかつたことは明らかであるが、南ランカシャーに關してはリップソンが「織布工は何よりも先づ農民であつた」⁽²¹⁾とも指摘してゐるのであつて、農業と工業の經營上に占める比率は一般的な傾向として重心が工業に移りつゝあつたとは言え、地域により、時代により必ずしも一樣でなかつたものと考えられる。それにしても彼等がこれらの兩經營を適切に結合して家計の補充につとめていたことは言うまでもないし、農牧より獲得する補助的收入が小織元の家計を補強することによつて、或程度まで彼等に獨立性を維持せしめる要因として働いていたのである。猶、この點に關連して、ドップが「もし彼が織布を副業として營むところの可成り裕福なヨーマン農業家であつたならば、相當期間に亘つて彼の家計に食扶持と原料を自給することが出来るので

あり、従つて買手商人の信用や助力を受けないで、買手や販賣の時間を選び、待つて高く賣れる機會が與えられるならば待つことも出來た⁽²²⁾と述べている如く、土地所有の有無は生産者の獨立經營にとつて基礎的條件であつたし、それのみでなく、更に積極的に土地の賣却乃至所有地を擔保とする借入金によつて、或いは土地收入よりの資本蓄積によつて彼等の經營擴大又は資本家へ身分的上昇の足がかりとなつていたのであるが、これは小生産者の分解に伴つて結集せられた「富裕なる」農民織元層について妥當するものであり、當面の「貧しき」小織元の經營がかかる程度の強力な獨立性を保持していたものではなく、寧ろ彼等の比較的狭小な保有地で營まれる農牧兼業の經營的意義には自ら一定の限界があつたことを豫め指摘しておかねばならない。

ところで、次にわれわれの考察は小織元經營の核心たる生産活動に轉じようとするのであるが、先づマントウのハリファックス溪谷に關する叙述を参照しながら彼等の生活環境を瞥見することから始めよう。住居は保有地に分散して建つていて一軒づゝが獨立の單位をなしている。家屋は cottage の名に相應しい全くお粗末なもので、多くは狭い窓が僅かばかりついているのみの、家具も調度も殆んどないような見るからに不健康な環境にある。主部屋は屢々唯一の部屋でもあつたが、これは居間であるとともに台所や仕事場をも兼ねるのであつて、こゝに大昔から殆んど改良されていらないような簡単な織機を据つけ、刷毛には hand card が、紡毛には ジャージ式(手動)又はサクソニー式(足踏み)の紡車が用いられたが、紡錘と紡竿という全く原始的な用具さえ使われた。従つて生産用具は各自が部分品を買つて簡易に組立て得るのであり、hand card は數ベンス、紡車は一シリング見當、織機は六乃至十二シリングという程で、このほかに染色するのであれば桶が一つか二つあれば充分だし、設備に經費のかゝる縮絨や起氈は一定の使用料を拂えばよい public mill もない譯でもなかつたから、極く僅かな資本さえあれば自己の職場をもつて小親方となり得たのである。而も、徒弟制度がしきたりとして遺つてゐる外は新しく工業に従事するのに何らの障害と

なる制約もなかつたし、その徒弟法ですらこの地方では實質的な効力をもたず、徒弟の數も多くなかつた。尤も作業が至つて簡單であるから特別に徒弟として訓練を受ける必要もないし、家族が總出で仕事を分擔するのであるから幼い頃から働いて自然に仕事を修得していつた。若し家族が多數ならば家族の間で凡ゆる工程を行うのであつて、妻と娘達は紡ぎ、息子達は刷き、主人は梭を投ずるといふ如く、こゝに家族協業による「家長制工業様式」patriarchal state of industry⁽²⁵⁾が成立した。と言つても一人の織布工に織糸を給するには四人或いは五・六人の紡績工の勞働を必要とした程兩工程の生産力に不均衡があつたから、近隣小屋住農の農閑期を利用し、農民婦女子に仕事を下請させて織糸を確保することを要したし、更に若干の徒弟や職人を雇傭することも現實には行われた。かくして小織元の職場では單なる家族協業の域を一步超えた賃勞働による資本制協業の萌芽も認められたのである。然しこのようにして、小織元の職場經營創設が容易であり、且主として家族勞働を主幹とするが小農家族の餘暇勞働をも利用する經營が勞賃を節約して生産費を低減させたといふ事情は、この段階においては彼等の獨立性を維持せしめ、分解が進んだ後は彼等にも強靱なる競争力を與えて完全なる兩極分解を妨げるが如き効果を及ぼしたのであつた。

かくして、ランカシャーの農村工業は多くの點でウェスト・ライディングの毛織物工業に近似しているのであつたが、たゞランカシャーにおいては比較的遅れは十六世紀の後半に亘つて急速に展開したものと思われる。そしてこの展開に伴い、農村には小織元の經營と密接に結びついているところの羊毛商、麻糸商やその他の小商人層もまた現われたのであつて、而も彼等も小土地保有農であつたから、こゝに纖維工業に携わる小生産者乃至小商人層の世界は同時に小土地保有農の世界と全く重なりあつてゐた。従つて、例えば土地保有、放牧權、荒蕪地使用權などの農業問題は羊毛や麻糸の價格、織物に關する外國市場の狀況とひとしく織物生産者の關心事となるのであり、ランカシャーの産業構造は常に農業構造を盾の反面としつゝ展開して行つたのである。蓋し、すぐれて農村工業的相貌を呈していたと

言われる所以である。いまこれを示すに二人遺産目録を以てしよう。⁽⁹⁸⁾

一五七九年にロッチデール近邊の丘腹に住んでいたある農民は五九磅四志の遺産を遺しているが、そのうち三分の一の二〇磅一三志四斤は羊毛、一一磅は羊、一〇磅は主食たる燕麥、一四磅は牛であつて、このほかに工業資本として一揃の織機と梳刷のブラシがあつた。

次の例は、一五八七年ロッチデールのある leaseholder が牛十頭、牝馬一頭、小羊十頭、燕麥二十俵、織機一揃を遺産としている。

さて、市場構造の考察を補完するために製品織物の行方を更に尋ねよう。週市を通じて買上げられた織物は商人の手許にて仕上をされるか、未仕上のまゝで輸出されるのであるが、差當つては各地の大きな四季市か常設のロンドン、織物市場たる Blackwell Hall に送られ、一部はチヌスター、リヴァプール、ハル等の海港の輸出商と直接取引がなされた。然し、何と言つても最大の販路はロンドンであつて、全くの小商人が荷駄に毛織物や麻織物をつけてはるばるとロンドンへ上つて行つた例も決して稀ではなかつた。然し、ランカシャー産織物の輸出が著増し、ロンドンとの交易が頻繁になると更に大規模で組織的な營業が始るのであつて、ロンドン商人との取引を通じ、彼等を代理商に委託し、或いは partnership や家族の一員をロンドンに派遣することによつて、實質的にはそれらをマンチヌスター商人のロンドン支店とし、恒久的な通商關係を設立して行つたのであつた。⁽⁹⁹⁾

こゝで以上に考察してきた十六世紀ランカシャーの産業構造を要約すれば、それはヨークシャー毛織物工業の所謂「純粹培養的」に展開された農村工業と本質的な共通性を持ち、小土地保有農である農村小織元の獨立經營を原基的生産形態として存立していた。そして、この獨立經營が經濟的に維持されていたのは、第一に彼等が幾莫かの土地を保有して小規模農牧を兼營していたこと、第二に家族勞働を基幹として生産していたこと、第三に公開市場での賣買を通じて資本による支配から自由に原料や製品の取引をなし得たこと、などの諸事情が考えられた。然しこれと同時に

に、先にも指摘した如く、この「主として獨立小生産者によつて構成された社會」には、一五七七年の請願者が危惧したように小生産者が富裕な資本家に隷屬せんとする氣運も認められたのである。蓋し、右に擧げた農村小織元の有する利點はいづれも彼等に獨立性を永續せしめるに足るだけの決定的な要因とはなり得ないのであつて、それは寧ろ、ドップの言う如く、「恐らく生産者自身の經濟的狀態に」、そしてその基本的條件となる土地所有の規模にも求められねばならないからである。従つてこれについては改めて獨立小生産者の分解に關連して述べねばならない。ところが、他方において農村工業には間屋制前貸を展開せしめる必然的契機を孕んでいたとも考えられる。すなわち、「中世の都市經濟と、動力及び機械の時代における都市集中との中間」の時期に分散的な農村工業が擴展したのは、何よりも都市における中世的なギルド諸規制から自由に工業生産を營まんとするのであり、或いは又資本の自由な運用を求めんとするのであつたが、更に農村の立地條件が齎す經濟地理的な事情のほかに、低廉なる勞働を驅使せんとする資本の側からの要請があつたことも忘れられてはならない。⁽²⁹⁾これをイギリス全體としてみると、農村工業の初期的段階において都市の資本が間屋制前貸により、又は製品販路の組織者たる仲介商人として農村の生産物を掌握し得た限りは都市資本の利害も農村工業の展開と兩立し得たと言えよう。然し十六世紀の前半には纖維工業の發展に伴つて農村に新たな資本家が出現し、都市資本が農村に移入したのみならず、毛織物輸出の増大につれてロンドンを始めとする大商業資本が農村工業の領域に介入したのであつた。かくして、農村の織元に對抗して獨占に依據せんとする地方都市織元の利害が主張され、織布工條例や徒弟法など一連の立法による農村工業阻止の政策がみられた譯である。⁽³⁰⁾ところで、都市から流出した資本家であろうが、農村に擡頭した新興資本であろうが、農村工業の領域に新に介入したこれらの資本の機能も單なる流通行程の内部に局限されず、積極的に農村の低廉にして豊富な勞働を効果的に利用するため何らかの形態で彼等を「雇傭」⁽³¹⁾關係に包攝して行つたのは當然であり、而もその際に「依然として土地に執着し

ているがそれから充分な生計を得られない極めて多數の零細小屋住農が農村に存在していたことは、明らかに前貸制度發展の、また資本を工場乃至マニユファクチュアの集中的生産によりも寧ろ cottage industry の融資に投下せしめたことの、一つの重要な要因⁽³²⁾であつた。さればかの一五五五年の織布工條例前文には、「從來の議會においても又現議會においても、わが王國の織布工達の訴え來るところは、富裕な織元が或いは家々に數々の織機を設けこれを目雇職人及び不熟練の人々によつて充用しつゝ、以て織布に習熟せる數多くの職人とその家族を破滅せしめ、或いはまた幾多の織機をその掌中に蒐めて、これを貧しき職人達に對して彼等自らを、況んや妻子家族を養い得ざるが如き不當な賃料にて貸與し、或いはまた毛織物の織布及び製造に對し従前よりもはるかに少なき工賃を與えて備うために、かくして職人たちはその習熟した伎倆や職業を全く見限らざるを得ざるに至つた⁽³³⁾」と農村の資本家を難ずる都市織元の主張を述べたてゝいる。勿論、ランカシャーは一五五八年にこの法律の適用から除外されているが、それは「主として獨立小生産者によつて構成せられる社會」にこの前文にうたわれている如き農村の資本家が存在しなかつたからではなく、逆に擁護すべき都市の利害が存在しなかつたからであると解される。尤も、後進的であつたランカシャー織維工業においては、農村を繩張りとする資本家の出現も遅れ、少くとも十六世紀の末までは大資本家の史實に遺るものは確認されない。然し、ランカシャーの「cotton」が大陸市場に販路を見出し、而もイギリス輸出毛織物中に可成りの地歩を占めてゆくにつれて、製品の販賣組織者としてロンドンとの交易に登場してきた商人のなかには、織物を買上っている小生産者に對して信用を授與することによつて生産の組織者ともなつて行く傾向が認められる。例えば、一五八八年にロンドンのバーソロミュー大市とスターブリッジの大市でそれぞれ一九八磅と一四六磅の賣上を得ているソオルフォードの一織元は彼自身が小規模ながら employer であつたし、凡そ織物の賣買を通じて双方の間に密接な絡みあいが出来ていたのであつて、「生産者と仲介商との契約關係が賣手の買手に對するそれとして獨

立の關係に見えようと、精巧な信用の網の目によつて決定される彼等の經濟的關係はそんなに自由ではなかつた」のである。これが、紡績は農民婦女子の副業であり、糸の漂白に日時を要する麻織物工業においては、毛織物に比して兩者の依存關係は更に極めて緊密であつた。

右に検討してきたところによると、小獨立生産者を基盤とするランカシャーの産業構造は既に變質されつゝあつたと言へよう。この古い幹に木綿工業が接木されたわけであるが、綿業の發展に伴つて小獨立生産者によつて構成せられた社會が益々分解を遂げつゝも、而もある意味ではこの原基的産業構造が産業革命に至るまで持續しつづけたといふこと、これが以下に果すべき本稿の課題でもある。

註(一) Edward Baines, *History of the Cotton Manufacture in Great Britain*, 1835, p. 99

William Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce, in Modern Times*, 1921, Part I, pp. 32—3

(2) L. S. Wood & A. Wilmore, *The Romance of the Cotton Industry in England*, 1927, pp. 26—8.

R. M. R. Dehn, *The German Cotton Industry*, 1913, pp. 1—2.

(3) N. S. B. Gras, *The Early English Customs System*, 1918, pp. 119, 161, 167, 193, 222, 271, 452, 503, 554—5, 635, 647, 696.

Wood & Wilmore, *op. cit.*, pp. 28—30.

(4) W. H. Price, "On the Beginning of the Cotton Industry in England," *Quarterly Journal of Economics*, vol. xx, pp. 608—13.

(5) Baines, *op. cit.*, p. 99.

Sydney J. Chapman, *The Lancashire Cotton Industry*, 1904, p. 1.

(6) Wadsworth & Mann, *op. cit.*, pp. 14—23.

- George Unwin, *Industrial Organisation in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, 1904, pp. 69, 121.
- (7) George W. Daniels, *The Early English Cotton Industry*, 1920, Introduction (by G. Unwin) p. xxi.
- (8) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 5.
- (9) 2 & 3 Philip and Mary, c. 11. (後出二三頁参照)
- (10) 5 Eliz., c. 4.
- (11) Daniels, op. cit., pp. 2—6.
- (12) 33 Henry VIII c. 15.
- Daniels, op. cit., pp. 30—1.
- (13) 5 & 6 Edward VI, c. 7.
- 大塚久雄「初期資本主義における産業資本と商業資本との對立——十六世紀半の英吉利に於ける二の條例——」(近代資本主義の系譜、昭和二十二年所收、一六四—六頁参照)但し、大塚教授の「當時やうやく本格的に展開しつつあつた『織元』Clothier・毛織物資本家〔マニファクチュア所有者及び問屋制商業資本〕が素面の前期的商業資本たる羊毛商人に反抗し、強力的に之を自ら從屬せしめようとしたその第一歩が、右の條例に外ならなかつた」(同上、一六五頁、傍點大塚教授)とする解釋を全面的には承服し得ない。蓋し、middlemen は broggers, ingrocers 等々と呼ばれ、また次第に輸出商人にまで成り上つていたのであるが、彼等は元來 peasants や small craftsmen から成る社會に不可欠の商人層として生成したのであり、而も農村工業に密接に絡みあう資本たる性格を帯びていた。従つて大塚教授のいう「素面の前期的資本」とのみ一方向的に斷定し得ない。cf. Eileen Power, *The Wool Trade in English Medieval History*, 1941, p. 48.
- (14) 3 Philip and Mary, c. 13. Statutes of the Realm, vol. IV, p. 288.
- (15) S. P. D. Eliz. cxvii. 38. cit. Daniels, op. cit., p. 31.
- 猶、ハリファックス條例より二十二年後に、この問題がランカシャーで騒がれているのは、工業發達の後進性を示す一證據と言えよう。
- (16) Maurice Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, 1950, p. 150.

- (17) Unwin, op. cit., pp. 52—61, 126.
- (18) H. Heaton, The Yorkshire Woollen and Worsted Industries from the Earliest Times up to the Industrial Revolution, 1920, p. 95.
- (19) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 26.
大塚久雄「綿織運動と農村工業」(小野武夫博士遺著記念論文集刊行會編、西洋農業經濟史研究所收) 一一七頁以下、参照。
- (20) Ibid., pp. 27, 319—20.
- (21) E. Lipson, The Economic History of England, vol. II, 1948, p. 79.
- (22) Dobb, op. cit., p. 150.
- (23) Paul Mantoux, The Industrial Revolution in the Eighteenth Century, translated by Marjorie Vernon, 1948, pp. 57—60.
- (24) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 49.
- (25) Mantoux, op. cit., p. 58.
- (26) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 27.
- (27) Ibid., p. 8.
- (28) Dobb, op. cit., pp. 149—50.
- (29) Unwin, op. cit., p. 138.
Lipson, op. cit., vol I, p. 502.
- (30) Dobb, op. cit., pp. 132—4.
Unwin, op. cit., pp. 86—91.
矢口孝次郎「資本主義初期における『産業資本對商業資本』の問題——特にアンウインの所説を中心として——」(關西大學、人文科學論集、第三號) 七七頁以下参照。
- (31) 嚴密な意味の近代制賃銀労働者の雇傭に限らず、イギリス學界にて通常“employ”の用語されているところに従い、問屋

制支配をも含めた廣義の雇傭であることを斷つておく。

(32) Dobb, op. cit., pp. 230—1.

(33) Statutes of the Realm, vol. IV p. 286. (傍點筆者)

大塚久雄「初期資本主義における産業資本と商業資本との對立」(系譜所收)一六六頁以下參照。
同 近代歐洲經濟史序説、上卷、昭和十九年、三三一頁以下參照。

猶、この法律及び一五三四年の「ウースターシャー内における織元に關する條例」(25 Henry VIII, c. 13.) によつて、大塚教授の農村工業阻止を意圖するこれらの法律から、都市織元の「商人プラス間屋制前貸人」なる性格と農村織元の「農民プラス近代職場主」たる性格との對比を求め、より商業資本的な「都市の織元」とより産業資本的な「農村の織元」との對立を看取すべきとされる解釋を繞つて、矢口教授の「農村の織元」は生産關係において明らかに農村の織布工に對する階級であり、而もそれが直ちに「産業資本」の組織であつたとは解せられないとする批判(矢口孝次郎、上掲稿、八一頁以下)がある。これらの見解の當否とは別に、われわれは、織布工條例は「ロンドンの大資本によつて壟斷された農村工業の競争を阻止せんとして」都市の織元乃至仕上工が地方的特權による保護に頼つたこと、農村の織元は往々にして merchant employer であつたことを明白な事實として指摘しておこう。

(34) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 9.

三、ランカシャー綿業の確立

(一) ファステイアン工業の移入

先にも述べた如く、アルマダ戦役やそれに續く軍事的、政治的勝利にも拘らず十六世紀末から十七世紀初めにかけてのイギリスは、大陸市場の喪失と國內市場の沈滞に遭遇し、經濟的には寧ろ慢性的不況状態に陥つたのであつたが

これに對處してイギリス産業は大いに革新されゆき、纖維工業についても新しい生産技術の攝取、織物品質の改良と新種織物の導入によつて、「小産業革命」⁽¹⁾ a minor industrial revolution とも呼ばれる變貌を遂げつゝあつた。すなわち、足踏紡車の普及、厚手毛織物たる broad-cloth や kersey (Old Drapery) に代つて、bay, arras, say, tapestry, mockado, stament, serge 等々 (New Drapery) の搔頭、絹・麻糸と交織してウーステッド生産工程の改良などと技術上の變革がなされたのみでなく、一先づ先進工業地帯たるイースト・アングリアに定着した新興工業が続いて南西部及び北部の諸州へも移入されて行つた。かゝるうちに、ランカシャーにては從來の毛織物たる cotton, frieze の外に bay, carsey が、又麻糸・梳毛糸を主たる原料とし綿をも混入する smallware 部門が新に加わり、更にファステイアン織の生産が始つたのである。

ファステイアン工業は最初毛織物工業地帯と麻織物工業地帯の間、ボウルトンからブラックバーンにかけての丘陵地帯農村に立地し、引續き東方に擴延して一六三〇年頃にはオウルダム地方にも確立された。就中、ボウルトンは織布業の中心地であり、且この市には州内到處からファステイアンが送られていたのであるが、他方マンチェスターの町でも往年の“cotton”に代つて麻織物（後には cotton-linen）乃至綿・絹入りの smallware 工業が勃興し、更に寧ろ原料及び製品配給機構の樞軸となるとともに、意匠の變化に即應せねばならないので商人へ密接に依存する仕上工程は専らこの町の内外にて行われた。かくして確立された工業は、恰も南獨 Barchent 織の衰運に反比例して發展し、これに伴ひ品質の改善にも次々と成功するが、やがてドイツ綿業を潰滅に歸せしめた三十年戰役が勃發する頃には、イギリスのファステイアンが頻りに佛・西・和・獨などの大陸諸國に輸出されるまでになつた。同時に、アントワープに代つてロンドンがヨーロッパの棉花市場として大きく浮び上つてきたのである。このような状態をルイス・ロバーツは次の如く述べている。⁽³⁾「ランカシャーのマンチェスターの町は、この點においても記憶さるべきであり、

またそれを獎勵するために稱讃してやるに値する。その町はアイルランドの麻糸を大量に買い、それを織つてリンネルとし、再びこれをアイルランドに送り返して賣つてゐる。その産業はこれのみにとどまらない。というのは、彼等は最初キブルスやスミルナからくる棉花をロンドンで買い、これをその地でファステイアン、ヴァーミリオン、ダIMITY、その他の織物に仕上げ、それからロンドンに送り戻して販賣するが、はるかにたやすい條件で前述の原料をととのえるてだてを持つてゐる外國の諸地方へも送られることが稀でない。レヴァント・カムバニイやトルコ・カムバニイは大量の棉花と棉糸をイギリスに輸入してゐる」と。こゝに、ロンドンを通して東方の棉花が輸入され、ロンドンを通じて製品の織物が販賣されることを示している。然し、當時の交通事情を考慮し、更に輸入がカムバニイ商人によつて獨占されていたことを考えあわせれば、原棉價格が不斷に激しい變動を繰返していたのは容易に想像されうる。例えば、クロムウエルのかの航海條例が制定されると、カムバニイ商人は直ちに棉價つりあげを策してゐるのであり、その結果棉花の恒常的輸入に依存するランカシャーの工業は棉花飢饉に見舞われ、一六五四年ランカシャーの棉花商人、ファステイアン商人及び織布工たちは「ファステイアン製造業に儲われるランカシャー二萬の貧民」のためにフランス、オランダ等よりの棉花輸入許可を請願してゐる。それによれば、ハンブルグで六——七片の棉花に彼等は十八——二十片も支拂わねばならず、以前は一反が十二——三志であつた彼等のファステイアンも今では二十志を下廻る値段にて販賣し得なくなつてゐるのに對してハンブルグでは十六志であると比較し、従つて棉花輸入が現状のまゝに制約されている限り、折角ドイッ綿業との競争に收めた勝利は再びハンブルグに奪回されるであろうと訴え、國民を破滅せしめて外國人を富ましめる如き「かゝる法律は忘却の彼方に葬られんことを」希求して、航海條例に對する怨嗟の聲を洩らしてゐる。ともかく、右の概觀からも窺えようが、ランカシャー綿業はかくの如き國際的な關連のもとに新興してきたのであつた。

さて、ところで新規に發足した木綿工業の産業構造を検討するに先立つて若干の指摘をしておかねばならない。すなわち、第一にはファステイアン織に限らず、凡そウーステッドなどの New Drapery に共通する事情であるが、これらの工業は資本制生産の相當程度に發展した段階において、従つて資本の蓄積も進み生産者層の分解も始つていた時期に移入された産業であり、それ故舊來の工業と比較して最初から遙かに資本の支配が強く、大資本の運用に基づく工業經營への途が容易に開かれていた。第二に、生産技術のより發展した形態において導入された New Drapery の類は、當然比較的高度な技術と設備とを必要とし、この點からも資本の支配力は優越することゝなつたが、ファステイアンにおいても就中設備に最も資本の要する仕上工程は専ら資本家たる商人の直營するところであるか、或いは彼等に從屬する仕上工に下請されていたのである。第三に、ファステイアン織の原料は棉花のレヴァントや地中海諸島（後には西インド諸島も）及び麻糸のアイルランドやドイツなどいずれも海外遠隔地の供給に依存するのであり、これが末端の小生産者にまで齎されるには配給網の組織化、信用及び輸送機構の整備が必要となるのみならず、殊に價格變動の激しく市場操作に相當の資本と熟練を必要とする棉花の場合は専門の商人以外に生産者が直接原料市場に介入することを不可能にしていた。かくして、小生産者は原料市場から隔絶されてゆく傾にあつた。第四に、棉花の供給を全く輸入に依存しているのみならず、製品の相當部分を海外に輸出しているファステイアン工業は、先にも觸れた如く國際市場との密接な繋りを保ちつゝ勃興したのであるが、こゝにイギリス最大の貿易港ロンドンが國內における配給機構の兩端となり、原料並びに製品市場として重要な意義を占むるに至る。そして、ロンドンとの交易に従事するチェザム家の如きマンチェスターの大商人が、棉花商として、また仕上工程の經營者として、同時に販賣の組織者たるファステイアン商として、おのずから産業構造の組織化に指導的な役割を演ずるに至る。従つて、原料・製品兩市場から隔絶されてゆく生産者はこれらの資本への依存性を深める傾向が看取される。

されば新興木綿工業にては出發點から大幅に資本が優位な支配力を及ぼし、前世紀よりも一層前進した形態の産業構造を打ち出したことは當然であらう。と言つても右の諸條件によつて下部組織としての小織元經營が決定的に分解してゐるのではない。否、寧ろ綿業の確立・發展につれて小農民が工業經營へ進出する機會は擴大されたのであり、農工兼營の重心を織布業に移行した小屋住織元層の膨脹は顯著であつた。そして、産業構造の頂點に立つ大商人層と基底部を構成する小生産者層の間には地域的な支配圈をもつた小資本家群を介在せしめつゝ、相互の間はニユアンスを異にする無數の賣買や信用の網の目を以て覆い包まれていたのであつた。それ故こゝにウォヅワースの言葉を藉れば、「ファステイアン工業が正に根をおろしつゝあつた十七世紀の前半においてはその形態を分類するに容易でない」のであつたが、ともかく確立期の産業構造を順次にときほぐして行かう。

註 (1) Wadsworth & Mann, op. cit., p. 21.

(2) これらの織物は舊來のウールン woollen と區別してウーステッド worsted と呼ばれるのであるが、兩者の間に次の如き相違がある。ウールンは短い縮れた羊毛を原料とし、ウーステッドは良質の長毛を用う。前者は準備工程で刷毛 card を、後者は梳毛 comb をされる。前者は織つてから濕氣を加えて目を縮まらせ、毳を起て、揃え、織物に光澤を與えるまでの操作 (tulling, raising, shearing) が行われるが、後者はそれを要しない。前者は一見して織目のわからぬ織物であるが、後者は織目が判然としてゐる。ウーステッドは機械化に對する技術的な困難が比較的少なかつた。

(3) Lewis Roberts, The Treasure of Traffike, 1641, pp. 32—4. cit. Daniels, op. cit., p. 8.

(4) Lipson, op. cit., vol. II. pp. 95—6.
Wadsworth & Mann, op. cit., p. 36.